

令和5年4月以降の住居確保給付金の求職活動等要件整理表

- ・「離職、廃業」：生活困窮者自立支援法第3条第3項及び施行規則第3条第1号
- ・「休業等（就労を目指す者）」：施行規則第3条第2号（ただし書きを除く）
- ・「休業等（事業再生等を目指す者）」：施行規則第3条第2号ただし書き

【離職、廃業、休業等（就労を目指す者）の求職活動等要件】

- ① （申請時等）公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）※
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談等への参加など）

【休業等（事業再生等を目指す者）の求職活動等要件】

- ①' （申請時等）経営相談先への相談申込み
- ②' 自立相談支援機関での相談（月4回以上）※
- ③' 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④' 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤' プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

※相談方法については、少なくとも月1回は対面しつつ、電話や郵送など地域の実情に応じて柔軟に対応。

受給者の状態	支給期間中の求職活動要件		
	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職、廃業 ・ 休業等（就労を目指す者） 	<ol style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ ⑤ 	<ol style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ ⑤ 	<ol style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ ⑤
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業等（事業再生等を目指す者） 	<ol style="list-style-type: none"> ①' ②' ③' ④' ⑤' 	<ol style="list-style-type: none"> ①' ②' ③' ④' ⑤' 	<ol style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ ⑤